

宗像で創業する方の費用の一部を補助します！



“宗業” (創業)者応援補助金

第1回

宗像市では、宗像市は「創業できる街」を目指しています。
宗像市商工会、市内金融機関、その他支援機関等と連携し、創業される方を応援しています。
宗像で創業（“宗業”）する方の費用の一部を補助します！



対象者

- ① 交付申請時と同年度に宗像市内で創業を予定している個人または法人
- ② 宗像市内で創業後、1年未満の個人または法人
※個人の場合には、宗像市内に住所を有する、またはその予定であることが必要



対象
経費

補助対象事業に必要な経費のうち、以下のものを補助します。



申請書類の
作成費



内装工事
水道工事等



備品・設備
の購入



HP、チラシ
等広告宣伝



商品の試作



事務所
の家賃



補助率

補助率: 上記補助対象経費の1/2
上限額: 個人・法人ともに、50万円

募集
時期

令和2年6月8日(月)～
7月2日(木)【郵送必着】
※第2回は、10月頃公募予定です。



申請～
事業実
施まで

① 申請準備

- ・申請書等の他、**宗像市商工会の支援**によって作成された最新の「創業事業計画書」を提出いただきます。こちらは宗像市商工会までご連絡を！
- ・宗像市の認定創業支援等事業計画に記載された「**特定創業支援等事業**」に係る**証明書**が必要となります。未取得の場合には、申請後、取得次第提出いただくこととなります。

② 申請・審査・交付決定

- ・申請後、審査をおこない、交付決定させていただきます。審査の際には、申請書の内容について個別に問い合わせることがあります。
- ・審査結果は、個別に通知いたします（申請締め切りから3週間を目途に通知）。

③ 事業実施（交付決定日～令和3年3月31日）

- ・補助金の交付決定後、速やかに事業を開始してください。補助対象事業の内容を変更する場合は、変更の承認を受けなければなりません。

④ 事業完了後

- ・事業完了後、完了報告書に必要な書類を添え提出してください。
- ・補助金交付後、翌年度より3年間は営業を続け、1年毎に報告書を提出いただきます。

※詳細な条件や申請方法等については次項をご覧ください

お問い合わせ先

【申請について】

宗像市役所 商工観光課 商工係 TEL:0940-36-0037

【創業事業計画書について】

宗像市商工会 TEL:0940-36-2268



【宗像市の創業支援について】

宗業(創業)者応援補助金概要

※詳細については、補助金交付要綱をご確認ください

補助対象者

宗像市において、創業を行おうとする者又は創業後1年未満の個人または法人で、以下の要件を全て満たす者

(1)次のいずれかに該当すること

- ア 市内に住所及び主たる事業所を有する、又は当該年度内に有する予定の者
- イ 市内に法人及び主たる事業所を設立している、又は当該年度内に設立する予定の者

(2)宗像市特定創業支援等事業に係る証明書が発行された、又は年度内に発行される予定の者

(3)市税の滞納がないこと

(4)暴力団員ではない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

※ただし、個人が個人事業主として行っていた既存事業に係る法人を設立した場合の創業及び事業継承に伴う創業は、対象としない。

対象事業

(1)実効性が高く、需要や雇用等を生み出す見込みのある事業

(2)宗像市商工会の支援のもと作成された創業事業計画に則り実施される事業

(3)金融機関からの資金調達又は自己資金で事業の実施が十分見込める計画であること

(4)次のいずれにも該当しないこと

- ア 宗教的活動または政治的活動を目的とするもの
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業
- ウ フランチャイズ又はこれに類する契約に基づくもの

補助対象経費

※交付決定後～事業完了までに発生した経費のみが対象

経費項目

具具体例

書類作成
委託費

司法書士、行政書士等へ支払う創業に必要な
手続き・書類作成委託費（法人登記料等）

内装・水道
等の工事

内装工事、設備設置工事、上下水道改修等
※建物の増改築、外装関係は除く

備品購入

事務所や店舗に必要な什器、事務機器、冷蔵
冷凍庫、厨房機器等

商品の試作

サンプル商品の原材料費、製造委託料、成
分検査費等

広告宣伝

会社ホームページやパンフレット作成、雑誌や
メディア等への掲載料等

事務所等賃
借

事務所や店舗の家賃（駐車場の賃料や共益費
も含む） ※事業期間に発生した費用のみ

※パソコン、カメラ等の汎用品は対象外です。自宅を事務所として
いる場合、自宅の家賃については対象外です。

補助額等

補助対象事業に必要な経費のうち、実際に支出した
補助対象経費に該当する **1/2**、**上限50万円**を補助。

※希望される方は、**概算払い**も可能です。（交付決定額の1/2上限）

必要書類

交付申請書一式に加え、以下の書類を提出してください。

- ①市内で創業し3年間営業を継続することの誓約書
- ②創業事業計画書に係る商工会による支援の確認書
- ③商工会の支援のもと作成された創業事業計画書
- ④開業届出書・住民票、または登記簿の写し
- ⑤宗像市「特定創業支援等事業」を受けたことの証明書の写し
- ⑥補助対象経費に係る見積書の写し ※④⑤⑩は、交付
決定後の提出で
も可
- ⑦市税に滞納が無いことの証明書
- ⑧暴力団関係者排除に係る誓約書
- ⑨市、県、国等からの補助金の概要がわかる資料 ※⑨⑩は、該当す
る場合のみ提出
- ⑩事業に係る許可証等の写し

提出先

提出資料一式を下記に送付して下さい。【当日消印有効】
〒811-3492 宗像市商工観光課商工係



宗像市では、他にも“宗業”者を応援する支援制度をご用意しています！

“宗業”者応援ネットワーク

市、宗像市商工会、市内金融機関、日本政策
金融公庫等が、創業に関する相談をお受けし、各
機関が連携した支援を実施します！

“宗業”に関する
制度、イベント情報等
は、宗像市HPに
掲載しております。

